

第4節 種苗の配付など

農事試験場の開設と同時に種苗及種畜配布規則を制定し種子および鶏卵の配布を行っている。

徳島縣令第四十一號

徳島縣農事試験場種苗及種畜配布付規則左ノ通り定ム

明治三十六年四月二十二日
徳島縣知事 亀 井 英三郎

徳島縣農事試験場種苗及種畜配付規則

第一條 農事試験場ニ於テ栽培セシ種子苗木ハ之ヲ試作セシムル目的ヲ以テ當業者ニ配付シ又工場ニ於テ飼養セシ豚兒及鶏卵雛ハ之ヲ繁殖セシムル目的ヲ以テ種畜トシテ當業者ニ配付ス
但種畜配付ハ當分施行セス

第二條 苗木及種畜ハ有償,種子ハ無償ヲ以テ配付ス
但種子ト雖モ有償ヲ以テ配付スルコトアルベシ

第三條 種子苗木及種畜ノ種類,配付時期一人當り數量,運般費(種子)代價,請求期日等ハ其時ニ之ヲ告示ス

第四條 配布ヲ請求セントスルモノハ左ノ書式ニ從ヒ請求書ヲ提出スベシ

第五條 請求ノ數量豫定ニ超過スルトキハ請求ノ順序ニヨリ取捨スルコトアルベシ

第六條 配付ニ要スル運搬費ハ請求人ノ自辨トス

第七條 配付ヲ受ケタルモノハ試験場ヨリ示ス處ノ書式ニ從ヒ其成績ヲ報告スベシ

その後明治 41 年 10 月 3 日に徳島県告示第 585 号により「種苗種畜ハ有償ヲ以テ配布ス」と改正された。

1. 稲・麦の原種

明治 36 年には水稻 2 石,陸稻 5 斗,裸麦 1 石,小麦と大麦各 2 斗を配布しているが,明治 42 年には場内に原種田を設置し各郡市役所や郡市農会が設置する原種田の種子を無償で配布することとした。
また一般配付用の原種も採種することになり,水稻では 1 町 1 反 7 畝 26 歩を割当て約 20 石の種籾を,表類では 8 反歩を原種田とし,12 石を採種し配布している。

2. 果樹苗木の育成と配付

明治 42 年には,柿の品種西條の優良系統を育成し,各郡市役所,または郡市農会へ無償で配布するため 9 畝 3 歩の圃場を設置した。42 年には 183 本であったが,43 年には 490 本,44 年には 4,500 本の苗木と 300 本の穂木を配布している。

3. 野菜・花きの種子

および鶏卵の配付
明治 43 年には野菜の種子を 1 斗 6 升,44 年には 3 斗 5 升 6 合を配付している。花きについても草花種子 3 升 2 合を採種するとともに苗を 1,856 本を養成して配布している。
鶏卵は年間 400～500 個内外を生産し希望者に配布し優良系統の普及につとめた。

4. 青酸ガス燻蒸規程

徳島縣告示第五十六號
徳島縣立農事試験場ニ於テ苗木青酸瓦斯燻蒸規程左記ノ通り定メタリ
明治四十二年二月十七日
徳島縣知事 渡 邊 勝三郎

左 記

徳島縣立農事試験場苗木青酸瓦斯燻蒸規程

第一條 本縣内ニ於ケル果樹其他ノ苗木ニ對スル害虫驅除豫防施行ノ為メ本縣立農事試験場ニ於テ青酸瓦斯燻蒸ノ依頼ニ應ズ
第二條 苗木類ノ青酸瓦斯燻蒸ノ施行ヲ請ハントスル者ハ左記第一號書式ニ依リ十日前本縣立農事試験場長宛願書ヲ差出スベシ
第三條 苗木燻蒸施行ニ對スル應否ハ本縣立農事試験場ヨリ之ヲ通知ス
第四條 燻蒸施行済ノ苗木ハ希望ニヨリ本縣立農事試験場ニ於テ第二號雛形ノ証明書ヲ交付ス
第五條 請求者ハ苗木ノ枯損ニ對シ如可ナル場合ト雖トモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ
第六條 苗木ノ般出並ニ燻蒸諸費用ハ請求者ノ負擔トス
第七條 燻蒸施行期間ハ毎年十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス